

令和6年度

町立幼稚園入園児を募集します

▼入園資格 町内に住民登録があり、在住している3歳児(令和2年

4月2日～3年4月1日生まれ)

※4、5歳児の入園希望者は、子育て支援課保育幼稚園係へお問い合わせください。

▼定員 松前幼稚園20人

※現在3、4歳児のクラスに兄弟がいる場合は、優先して入園を決定します。

▼保育時間

●登園 8時30分～9時

●降園 14時

※保護者と一緒に通園してください(駐車場数台分有)。

▼園舎 松前幼稚園舎を改修するため、6年度は現在の古城幼稚園舎を使用します。

▼申し込み方法 子育て支援課保育幼稚園係に、「入園願」と「教育・保育給付認定申請書」(どちらも認め印(朱肉を使うもの)要)を提出してください。

右記書類は町ホームページからダウンロードできるほか、子育て支援課、各幼稚園にあります。

●子育て支援課保育幼稚園係

松前幼稚園(北黒田966番地2)

☎985-4116

古城幼稚園(筒井1387番地1)

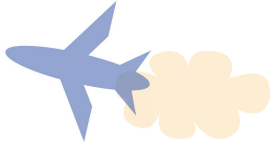
☎984-1145

☎984-2354

●受付期間

9月1日(金)～15日(金)

8時30分～17時15分(土・日を除く)



幼稚園は楽しいよ
いろんなことに挑戦しよう!



●利用者負担額

毎月の保育料は無料ですが、PTA会費や諸費など実費負担があります。

●一時預かりを始めます

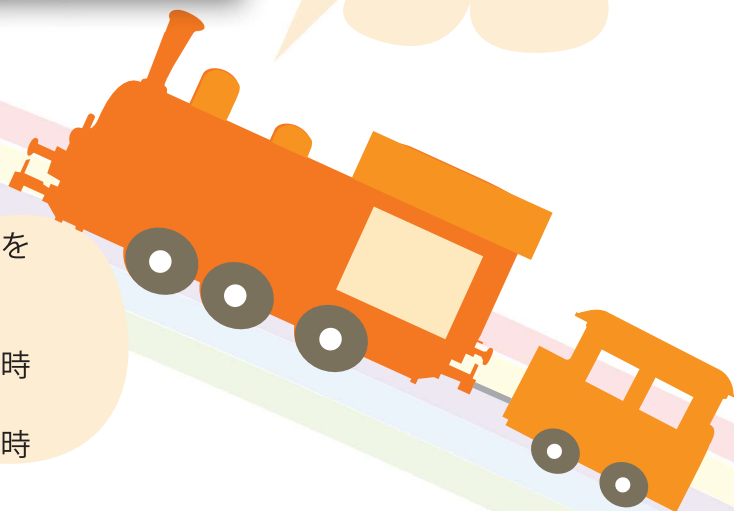
利用には、事前申請が必要です。保育の必要性を認定された人には、預かり料の一部を償還します。

※ 利用は在園児に限ります。

▶実施日時 平日の7時30分～9時、14時～18時30分(土・日、祝除く)

※ 夏休みなどの長期休業中は、7時30分～18時30分

▶利用料金 30分につき50円



参加者募集 いつまでも健康で過ごすために

【いきいきセカンドライフ講座】

医療・介護のスペシャリストが、健康長寿のコツを伝授します。

いつまでも自分の好きな事をし続けたい人必見。この機会に生活の礎となる健康に目を向けてみませんか。

▼日時 10月18日(水)、11月15日(水)、12月13日(水)、令和6年1月19日(金)、2月14日(水)、3月6日(水)のいずれも14時～15時30分

※受け付けは13時30分～

▼場所 文化センター2階ふれあい展示室

▼対象 町内在住の65歳以上で、おおむね全日程参加できる人

▼内容 膝の痛みとの付き合い方、誰もが発症する可能性がある認知症、若返るための食生活術など

▼定員 40人(定員になり次第締め切り)

▼参加費 無料

▼申し込み方法 電話申し込み

▼申込期限 9月29日(金)



【脳活トレーニング講座】

運動は、生活習慣病予防や健康寿命を延ばすのに有効な健康法。

はしごのような形をした運動用具「ラダー」を使い、全身運動と計算などの認知課題を組み合わせたトレーニングを行うことで、脳の機能がより活性化します。



▼日時 10月3日(火)、24日(火)、11月7日(火)、21日(火)、12月5日(火)、19日(火)のいずれも13時30分～15時30分

※受け付けは13時～

▼場所 文化センター2階ふれあい展示室

▼対象 町内在住の65歳以上で、おおむね全日程参加できる人

▼内容 認知症予防のための運動や食生活

▼定員 30人(定員になり次第締め切り)

▼参加費 無料

▼申し込み方法 電話申し込み

▼申込期限 9月20日(水)

▼申込先・問い合わせ 福祉課地域包括支援センター係

☎985-4205

新型コロナウイルス接種を希望する人へ

オミクロン株XBBに対応した新型コロナウイルス接種を開始します。

詳細は、町ホームページ(次のQRコード)を確認してください。



▼接種期間 9月20日(水)～令和6年3月31日(日)

▼対象者 初回接種を完了した生後6カ月以上の人

▼使用ワクチン オミクロン株XBB・1・5対応1価ワクチン

☎健康課総務係 ☎985-4153



※現時点では、国から全ての接種対象者分のワクチンが配送されるか不確実なため、重症化リスクが高い人(65歳以上の人、基礎疾患のある人)の接種を優先します。

※65歳以上の人、基礎疾患のある人は、9月19日(火)までは、オミクロン株BA・4・5対応2価ワクチンの接種を受けることができます。

精神障がい者の家族対象 家族懇談会に参加しませんか

松前町と伊予市が合同開催する「家族懇談会」では、精神障がいについて学んだり、参加者がお互いの体験を伝え合い、気持ちを共有したりしています。

▼日時

①9月6日(水) ②11月27日(月) ③令和6年2月2日(金)

いずれも13時30分～15時

▼場所

①・②伊予市総合保健福祉センター(伊予市尾崎3番地1)

③松前町総合福祉センター

※参加を希望する人は、左記まで。

☎健康課健康増進係

☎985-4118

安心して利用してください

ジェネリック医薬品 (ジェネリック)

Q & A

☎保険課医療保険係 ☎985-4107

ジェネリックは、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、効能や効果を持つ医薬品です。町は、皆さんの薬代の負担や国保から支払われる費用を抑えるため、低価格のジェネリックの利用を促進しています。

Q 先発医薬品とジェネリックは同じもの?

A 有効成分や効能は同じですが、薬の形状、色、味や添加物などが違います。中には飲みやすく改良しているものもあります。

Q どのくらい安くなるの?

A 先発医薬品と比べて5割程度、中にはそれ以上安くなるものもあります。

Q 安いけれど、効き目や安全性は大丈夫?

A ジェネリックの効き目や安全性は十分に確認され、厚生労働省の承認を得て製造・販売しています。

Q どうしたら処方してもらえるの?

A 医師に相談し、処方箋が出たら調剤薬局でジェネリックを希望していることを伝えてください。医師に伝えにくい場合は、ジェネリック希望シールを保険証やお薬手帳に貼る方法もあります。シールが必要な人は保険課窓口までお越しください。

※ ジェネリックの使用は強制ではありませんし、ジェネリックがない薬もあります。お手元の薬がジェネリックかどうか知りたい場合は、医師や薬剤師に聞くか右のQRコードで確認。



9月

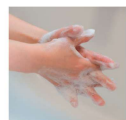
健康増進普及月間

生活習慣病を予防するには、運動習慣の定着、食生活の改善や禁煙など、健康的な生活習慣を確立することが大切です。この機会に、「まっさき健康ポイント」(右のQRコードから確認を)に参加しながら、生活習慣を見直してみませんか。



集団食中毒防止月間

夏の暑さで体力を消耗し、抵抗力が弱っている上に気温の高い日が続くため、食中毒に注意が必要。弁当やテイクアウトを利用するときは、常温で放置せず、できるだけ早めに食べましょう。食べる前の手洗いも忘れず。



☎健康課健康増進係 ☎985-4118

9月10日～16日は自殺予防週間 一人で悩まないで相談しましょう

ストレスの多い現代社会では、誰もが心の健康を損なう危険性があります。自殺は特別なことではなく、私たち一人一人にとって身近な問題です。

【町の相談窓口】

「こころの健康相談」よろず相談(22ページ参照)を実施しています。お気軽にご相談ください。

☎健康課健康増進係

☎985-4118

【県の相談窓口】

▼ほっとダイヤル(通話料無料) ☎0120-1188-556

●相談時間 平日の17時～翌朝9時(※土・日曜日、祝日は24時間)

▼ライン相談 次のQRコードからLINEの友達登録を

すると、メッセージ機能で相談できます。

●相談時間 水・木・日曜日の18時～22時(受け付けは21時30分まで)



9月10日は「下水道の日」です



下水道の日とは、下水道を全国的に普及するため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年に「下水道の日」となりました。

▼松前町の下水道

平成14年から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。

沿線の人は、下水道への接続をお願いします。

▼下水道の役割

①さわやかな生活ができる
トイレが水洗化されるので、衛生的で快適な生活に変わります。

- ②街がきれいになる
家庭などから出る汚水が下水管に流れるようになり、街を清潔にします。
- ③川や海がきれいになる
汚水が川や海などに直接流れないため水質が保たれ、豊かな自然が守られます。
- ▼下水道を利用する皆さんへ
公共下水道に汚水を流す場合は使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合や排水設備を撤去する場合は使用休止・使用廃止の届け出をしてください。
- ※上下水道課業務係
☎985-4126

屋外広告物の表示には許可が必要です

町の許可なく、屋外広告物を表示設置することは原則できません。しかし、現在無許可で表示・設置している屋外広告物が町内で多く見受けられます。無許可で表示・設置をすると、30万円以下の罰金に処される場合があります。必ず申請をしましょう。

- ▼屋外広告物とは
・看板、立看板、張り紙や張り札
・広告塔、広告板や建物などに表示されたものなど
- ▼申請方法
まずは左記担当係へご相談ください。
- ※まちづくり課都市計画係
☎985-4124

秋の全国交通安全運動期間
交通死亡事故ゼロを目指そう

9月21～30日は、秋の全国交通安全運動期間です。
この機会に一人一人が一層交通安全を心掛け、交通死亡事故ゼロを目指しましょう。



- 全国の重点目標
・子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
・夕暮れ時と夜間の交通事故防止
・および飲酒運転などの根絶
・自転車などのヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 愛媛県の重点目標
・道路横断中の交通事故防止対策の推進

- 【おたさんで交通安全茶屋】
秋の全国交通安全運動期間に合わせ、「おたさんで交通安全茶屋」を開催します。
- ▼日時 9月23日(土・祝)
10時～12時
- ▼場所 エミフルMASAKI
フロアールゲート1周辺
- ▼内容 愛媛県警察音楽隊による演奏、交通安全啓発グッズの配布
※なくなり次第終了します。
- ※危機管理課危機管理係
☎989-5103

中小企業者、漁業者、農業者の皆さんへ
応援金の申請はお済みですか

エネルギー価格の高騰の影響を受けている中小企業者、漁業者、農業者に応援金を給付しています。申請期限が近づいているので、給付対象に該当する場合は、早めの申請をお願いします。

詳細はこちらから



▼申請期限
10月2日(月)

- ▼申請先・問い合わせ
【中小企業者・漁業者】
産業課商工水産観光係
☎985-4120
- 【農業者】
産業課農業振興係
☎985-4119

住宅やブロック塀などの安全対策を
地震などによる倒壊を防ぎましょう

9月1日は「防災の日」です。いざというときに備えて、防災対策を見直しましょう。

【木造住宅の無料耐震診断】

近い将来発生する南海トラフ巨大地震から命を守るため、木造住宅の耐震化が必要です。そのためにも、今のご自宅の状態を知りましょう。

▼対象住宅

- 次の全てを満たす町内の木造住宅
①昭和56年5月31日以前に着工された、一戸建てのもの
②併用住宅の場合は、住宅以外の用途の床面積が半分以下のもの
③2階建て以下で、延べ面積が500㎡以下のもの
※枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法の住宅は対象外です。
- ※昭和56年以降に増築している場合は、ご相談ください。

▼対象者

住宅の所有者など

▼申込期限

令和6年1月31日(水)

※予算の範囲内で先着順

▼申し込み方法

電話かメールでまちづくり課までご連絡ください。職員が訪問して申請書の作成をお手伝いします。

【ブロック塀の安全対策工事費補助】

地震による倒壊を防ぐため、避難路に面したブロック塀などの安全対策工事費用を補助します。

希望する場合は、必ず工事を行う前に窓口で相談してください。

▼対象物

- 次の全てを満たすブロック塀など
①施工予定業者が行う点検により安全対策が必要と判断されたもの
②避難路に面するもの
③建て替える場合は、安全な構造となるもの

※令和6年2月28日(水)までに工事を完了できるものに限ります。

▼対象者

ブロック塀などがある土地の所有者など

▼補助額

安全対策費用の3分の2の額(上限30万円)

▼申込期限

令和6年1月31日(水)

※予算の範囲内で先着順

▼申込先・問い合わせ

まちづくり課営繕係
☎985-4136
E23kenchiku@town.masaki.ehime.jp

たまさき市 産業まつり
たわわ祭 出店者募集

町の産業の魅力を多くの人に知ってもらうことができる絶好の機会です。ぜひ応募してください。

- ▼日時 11月11日④ 10時～16時
12日④ 10時～15時
- ▼場所 まさき村店舗前駐車場(エミフルMASAKI敷地内)
- ▼資格 11月11、12の両日とも参加できる町内の企業、組合、個人事業者、松前町商工会加入事業者、町内で活動する公共性のある団体
- ※ 申し込み多数の場合は、町内事業者が優先。
- ※ 宗教的・政治的活動団体は除く。
- ▼出店方法 主催者設置のテントまたはキッチンカー



- ▼出店内容 特産品などの展示販売、飲食などの実演販売、企業展示・PR、バザーなど
- ▼申し込み方法 申込書に必要事項を記入し、窓口提出するか郵送、メール、FAXでお申し込みください。申込書は、産業課と商工会の窓口で配布するほか、町ホームページ(下のQRコード)からダウンロードできます。
- ▼締め切り 9月28日⑥
- ▼申込先・問い合わせ
・産業課商工水産観光係
〒791-3192 松前町大字筒井631番地
☎985-4120 FAX 985-4147
メール 212syoko@town.masaki.ehime.jp
- ・松前町商工会
〒791-3110 松前町大字浜809番地1
☎984-1427 FAX 985-0913
メール info@masakisci.or.jp



9月20日～26日は動物愛護週間 動物と楽しく暮らすために



動物を飼うということは、動物の命を預かるということです。飼い主は、動物が健康で安全に暮らせるようにし、社会や近隣に迷惑を掛けないようにする責任があります。

動物と共に楽しく暮らしていくためには、飼い主のモラルとマナーが求められます。

●**飼い主の義務と心掛け6カ条**
1動物の習性を正しく理解し、愛情を持って終生飼うこと
 家族の一員として愛情を持って飼育することはもちろんのこと、地域社会の一員として「しつけ」をして正しく飼いましょう。

2犬や猫の感染症などの知識を持ち、適切な「予防」や「治療」を受けさせること
 動物から人へうつる病気（動物由来感染症）もあることを知っておきましょう。

3犬や猫の繁殖制限に努めること
 犬や猫にも家族計画を。不幸な犬や猫をつくらないためにも、不妊去勢手術をしましょう。

4猫は「室内飼いに努めること」
 猫は環境を整えれば室内でストレスなく安心して過ごせます。交通事故、他の猫との争いによるけが、感染症などの危険から守るため、室内で飼いましょう。

●**地域猫活動にご理解を**
 個人や動物愛護団体などが、地域の野良猫を管理し、不妊去勢手術などを行い、数を減らす地域猫活動を行っています。問題解決に向け、ご理解とご協力をお願いします。



5犬を放し飼いにしないこと
 犬は綱でつなぐか、囲いやゲージで逃走しないように飼いましょう。散歩の時も、引き綱を付けましょう。

6排せつ物の処理は適切に行うこと
 散歩中の犬の「ふん」は、飼い主の責任で必ず持ち帰り、適切な方法で処理しましょう。猫は、決まった場所で排せつできるよう専用のトイレを用意しましょう。

●**地域猫活動の主な内容**
1餌場の設置、餌やり **2**トイレの設置、ふんや尿の処理 **3**猫の繁殖を防ぐための不妊去勢手術の実施 **4**地域猫の個体の把握 **5**猫の譲渡会

●**町民課生活環境係**
 ☎ 985-41117

マイナバーカード取扱窓口 10月から休日の開庁日を変更します

10月から、第2土曜日の開庁を終了し、休日の開庁日を次のとおり変更します。

▼**休日開庁日時**

第4土曜日 9時30分～16時

▼**利用方法**

事前予約が必要です。町民課住民係マイナバー担当まで電話か、インターネット（次のQRコード）で予約してください。



▼**取り扱い業務**

マイナバーカードの申請・交付・更新、電子証明書の発行・更新、暗証番号の再設定、保険証利用申し込み、マイナポイントの申し込み

※申請などに必要なものは、事前にお問い合わせください。
 ※住所異動など、取り扱い業務以外のことはできませんのでご注意ください。

●**第3木曜日は受付時間延長中**

第3木曜日は、マイナバー取扱窓口の受付時間を2時間延長（19時15分まで）しています（予約不要）。

平日の時間内に来庁できない人は、ぜひご利用ください。



▲毎月のお役立ちカレンダーで開庁日を確認できます。

●**マイナポイントの申請をお忘れなく**

マイナポイントの申請は9月末までです。期限を過ぎると受け取りできませんので、ご注意ください。

マイナバーカードを令和5年2月末までに申請した人で、次の表に該当する人に最大2万円分のポイントが付与されます。

対象者	ポイント付与数
①選択したキャッシュレス決済サービスで2万円までの利用・チャージをした人（マイナポイント第1弾の申し込みをしていない人含む）	最大5,000円分
②健康保険証としての利用申し込みをした人	7,500円分
③公金受取口座の登録を完了した人	7,500円分

●**町民課住民係（マイナバー担当）**
 ☎ 989-15861

年金生活者支援給付金の請求手続き

所得が低い年金受給者のうち、経済的な援助が必要な人の生活を支援するため、年金に上乗せする形で「年金生活者支援給付金」が給付されます。

給付金を受け取るためには、請求手続きが必要です。対象者には、日本年金機構から見込み額を記載した給付金請求書（はがき形式）が送付されますので、届いた人は請求手続きを行ってください。

▼**対象者** 前年の所得額が老齢基礎年金の満額以下の人など
 ※詳しくは、自分の基礎年金番号が分かるものを用意し、「給付金専用ダイヤル」にお問い合わせください。

●**松山西年金事務所（ビダイヤル）**
 ☎ 925-51105
 町民課住民係
 ☎ 985-4106

住宅・土地統計調査が行われます

10月1日に5年に一度の住宅・土地統計調査が行われます。

この調査は、全国の約340万の世帯が対象となる、住宅・土地に関する最も基本的な調査です。調査結果は、国や地方公共団体において、耐震や防災を中心とした都市計画の策定などに幅広く利用されます。

調査をお願いするお宅には、知事が任命した調査員が9月下旬から調査票を持って伺いますので、回答をお願いします（インターネットも可）。調査内容を統計の作成以外の目的に使用することは一切ありません。

●**財政課統計電算係**
 ☎ 985-4101

自助・共助の力を高めよう 町総合防災訓練を行います

松前の防災力

危機管理課危機管理係
 ☎ 989-5103
 FAX 984-6272

松前町公式防災
フェイスブックページ



南海トラフ沖地震を想定した総合防災訓練を実施します。訓練を重ねることで、いざというときの備えができます。周りの人と声を掛け合い、みんなで訓練に参加して自助や共助の力を高めましょう。

▶**日時** 9月3日⑧ 8時～11時55分

▶**場所** 松前公園多目的広場、各指定避難所（北伊予校区、岡田校区）ほか

▶**訓練の内容** 避難訓練、体験型訓練、炊き出し訓練、ドローンによる被害調査など

※ 当日8時に訓練地震情報を町内放送します。
 本当の地震と間違えないようにしてください。

